

## 厚生労働省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「厚生労働省における政策評価の評価書（実績評価書）」（平成19年8月10日付け厚生労働省発政第0810002号による送付分）における実績評価方式による40件の政策評価
- イ 「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成19年8月31日付け厚生労働省発政第0831001号による送付分）における事業評価方式による21件の政策評価（事前）
- ウ 「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成19年8月31日付け厚生労働省発政第0831001号による送付分）における事業評価方式による18件の政策評価（事後）

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書（実績評価書）」における実績評価方式による40件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

# 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策（「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標（「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること										
I-1-I	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること	○	○日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	P	1	＜施策目標に係る指標＞				
		—				1	平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標（平成19年度中に策定予定）	P	—	—
		—	個別目標1	○医療計画に基づく医療機関を整備すること		1（参考指標1）	＜個別目標に係る指標＞			
							二次医療圏ごとの病床数の状況（療養病床及び一般病床）	P	—	—
							・病床過剰医療圏における平均過剰率		—	—
							・病床非過剰医療圏における平均不足率		—	—
							（参考指標）二次医療圏の総数	P	—	—
		○	個別目標2	○へき地保健医療対策を推進すること		1（参考指標2）	＜個別目標に係る指標＞			
							無医地区の数（地区）	P	無医地区の解消	○
							（参考指標）へき地医療支援機構の数	P	—	—
					（参考指標）へき地医療拠点病院の数	P	—	—		
		—	個別目標3	○医療連携体制を構築すること		1	＜個別目標に係る指標＞			
							平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標（平成19年度中に策定予定）※施策目標に係る指標1と同じ	P	—	—
		○	個別目標4	○救急体制を整備すること		3	＜個別目標に係る指標＞			
							救命救急センターの設置箇所数	P	—	—
							小児救急医療支援事業の実施地区及び小児救急医療拠点病院実施事業の実施箇所	P	前年度以上	○
							ドクターヘリの実施都道府県数	P	—	—
I-2-1	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	○	○今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	P	3	＜施策目標に係る指標＞				
		○				1	就業医師数	CM	—	—
						2	就業女性医師数	CM	前年度以上	○
						3	就業看護師数	CM	前年度以上	○
		—	個別目標1	○医療従事者を養成すること		17	＜個別目標に係る指標＞			
							就業医師数 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	—	—
							歯科医師の就業者数	CM	—	—
							薬剤師の就業者数	CM	—	—
							保健師の就業者数	CM	—	—
							助産師の就業者数	CM	—	—
					看護師、准看護師就業者数	CM	—	—		
					理学療法士の従業者数(病院)	CM	—	—		
					作業療法士の従業者数(病院)	CM	—	—		
					視能訓練士の従業者数(病院)	CM	—	—		

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無	
					言語聴覚士の従業者数(病院)	CM	-	-	
					義肢装具士の新規免許登録者数	CM	-	-	
					歯科衛生士の従業者数	CM	-	-	
					歯科技工士の従業者数	CM	-	-	
					診療放射線技師の従業者数(病院)	CM	-	-	
					臨床検査技師の従業者数(病院)	CM	-	-	
					臨床工学技士の従業者数(病院)	CM	-	-	
					救急救命士の資格取得者数	CM	-	-	
		○	個別目標2	○出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援すること		1	＜個別目標に係る指標＞		
							就業女性医師数 ※施策目標に係る指標2と同じ	CM	前年度以上
○	個別目標3	○看護職員の離職の防止・再就職を支援すること		1	＜個別目標に係る指標＞				
					就業看護師数 ※施策目標に係る指標3と同じ	CM	前年度以上	○	
I-3-1	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	○ ○	○医療情報化インフラの普及を促進すること	P	1	＜施策目標に係る指標＞			
					1	統合系医療情報システムの普及率	CM (P)	医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価するための指標を平成19年度までに開発する。それを踏まえ、統合系医療システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	○
		○	個別目標1	○医療のIT化を促進すること		1 (参考指標2)	＜個別目標に係る指標＞		
						統合系医療情報システムの普及率 ※施策目標に係る指標と同じ	CM (P)	医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価するための指標を平成19年度までに開発する。それを踏まえ、統合系医療システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	○
						＜参考指標＞ オーダーリングシステムの普及率（一般病院400床以上）	P	-	-
						＜参考指標＞ 電子カルテシステムの普及率（一般病院400床以上）	P	-	-

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無			
I-4 -1	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	○ ○	○政策医療を向上・均てん化させること	P	2	＜施策目標に係る指標＞					
						1	発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）	P	前年度以上	○	
							2	ホームページへの年間アクセス数	P	前年度以上	○
		○	個別目標1 ○政策医療を開発・確立すること		1 (参考指標2)	＜個別目標に係る指標＞					
							発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文） ※施策目標に係る指標1と同じ	P	前年度以上	○	
							＜参考指標＞ 政策医療に係る研究機能（研究部の数）	P	前年度以上	○	
								＜参考指標＞ 治験受入件数	P	前年度以上	○
○	個別目標2 ○政策医療の均てん化を図ること		1 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞							
					ホームページへの年間アクセス数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	前年度以上	○			
						＜参考指標＞ 研修会受入人数	P	前年度以上	○		
I-5 -1	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	○ ○	○感染症の発生・まん延の防止を図ること	P	3	＜施策目標に係る指標＞					
						1	結核患者罹患率の推移	CM	人口10万人対比18人以下/平成22年度	○	
						2	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合	CM (P)	90%以上	○	
						3	予防接種の接種率	CM		○	
									麻疹	おおむね95%以上	
		風疹	おおむね95%以上								
		○	個別目標1 ○感染症対策の充実を図ること		3	＜個別目標に係る指標＞					
							結核患者罹患率の推移 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	人口10万人対比18人以下/平成22年度	○	
							定点医療機関の全国充足率	CM (P)	おおむね100%	○	
								感染症指定医療機関病床数	CM (P)	約1,900床	○
○	個別目標2 ○病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと		1	＜個別目標に係る指標＞							
					病原体等取扱施設の検査結果の適正割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	CM (P)	90%以上	○			
○	個別目標3 ○法に基づく予防接種の実施を推進すること		2	＜個別目標に係る指標＞							
					麻しんの予防注射の接種率	CM	おおむね95%	○			
						風しんの予防接種の接種率	CM	おおむね95%	○		

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無		
I-6-3	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	—	○医薬品の適正使用を推進すること	C	2	＜施策目標に係る指標＞				
		—				1	医薬分業率（全国・地域別）	CM	—	—
		—		2	研修・講習会受講者数（延べ）	CM (P)	—	—		
		—	個別目標1	○薬局機能を強化し、医薬分業を推進すること	1	＜個別目標に係る指標＞				
		—				1	医薬分業率（全国・地域別） ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	—	—
—	個別目標2	○薬剤師研修を充実すること	1	＜個別目標に係る指標＞						
—				1	研修・講習会受講者数（延べ） ※施策目標に係る指標2と同じ	CM (P)	—	—		
—	個別目標3	○医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること	1	＜個別目標に係る指標＞						
—				1	医薬品購入者のうち相談・質問者数の割合	CM (P)	—	—		
I-8-1	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること	○	○希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	C	1	＜施策目標に係る指標＞				
		○				1	コレラワクチン等の供給量	CM	都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量	○
		○	個別目標1	○国家買上げ及び備蓄を実施すること	1 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞				
		○				1	コレラワクチン等の供給量 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量	○
○			1	＜参考指標＞ 都道府県からの需要量	CM	—	—			
○	個別目標2	○ワクチンの需給安定化を図ること	1 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞						
○				1	インフルエンザワクチンの需要量及び供給可能量	CM	需要量に対する供給量	○		
○			1	＜参考指標＞ 新型インフルエンザワクチン株の開発株数	P	—	—			
I-9-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	○	○バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること	C	1	＜施策目標に係る指標＞				
		○						1	治験届出数	CM (P)
		○	個別目標1	○画期的な医薬品、医療機器等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること	1 (参考指標2)	＜個別目標に係る指標＞				
		○				1	医薬品・医療機器の承認取得数	CM (P)	前年度以上	○
○			1	＜参考指標＞ 治験活性化モデル事業（医師主導治験）全採択課題数	P	—	—			
○			1	＜参考指標＞ CRC養成研修実施数	P	—	—			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無			
I-11 -1	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	○	○適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	P	4	< 施策目標に係る指標 >					
		-					各医療保険制度別の保険者数及び加入者数				
							1	保険者数（健保組合）	P	-	-
							2	保険者数（市町村国保・国保組合）	P	-	-
							3	加入者数（健保組合）	P	-	-
							4	加入者数（市町村国保・国保組合）	P	-	-
		○	個別目標1	○保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること		4	< 個別目標に係る指標 >				
		-					一人当たりの保険料額 一人当たりの給付費額				
								一人当たり保険料額（健保組合）	CM (P)	-	-
								一人当たり保険料調定額（市町村国保・国保組合）	CM (P)	-	-
								一人当たり給付費額（健保組合）	CM (P)	-	-
								一人当たり給付費額（市町村国保・国保組合）	CM (P)	-	-
		○	個別目標2	○保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする		4	< 個別目標に係る指標 >				
-					保険料の徴収率（健保組合）						
						P	前年度以上	○			
						保険料（税）の収納率（市町村国保・国保組合）	P	前年度以上	○		
						医療費通知実施保険者数（健保組合）	P	-	-		
						医療費通知実施保険者数（市町村国保・国保組合）	P	-	-		
○	個別目標3	○審査支払機関の事務が適切かつ効率的なものとなるようにすること		1 (参考 指標 1)	< 個別目標に係る指標 >						
-					レセプトのオンライン化率						
						P	原則として完全オンライン化/平成23年度	○			
					< 参考指標 > レセプト電算化率(病院)						
						P	-	-			

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無				
I-12 -1	妊産婦・ 児童から 高齢者に 至るまで の幅広い 年齢層に おいて、 地域・職 場などの 様々な場 所で、国 民的な健 康づくり を推進す ること	○ ○ ○	○地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	C	2	＜施策目標に係る指標＞						
						1	保健師未設置又は1人設置市町村数	P	0ヶ所/平成23年度	○		
								2	保健所等における専門職の人数	P	—	—
			個別目標1	○地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること		2 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞					
									保健師未設置又は1人設置市町村数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	0ヶ所/平成23年度	○
							保健所等における専門職の人数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	—	—		
							＜参考指標＞ 保健師中央研修受講者数	P	—	—		
I-12 -2		○ ○	○生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること	C	2	＜施策目標に係る指標＞						
						1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40～70歳)	CM		○		
									・男性		10%/平成24年度	
			・女性	10%/平成24年度								
			2	糖尿病有病者数	CM	1000万人/平成22年度	○					
		○	個別目標1	○健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること		6	＜個別目標に係る指標＞					
							児童・生徒の肥満児の割合		CM	7%以下/2010年	○	
							肥満者の割合		CM		○	
							・20～60歳代男性		15%以下/2010年			
								・40～60歳代女性		20%以下/2010年		
							20歳代女性のやせの者の割合		CM	15%以下/2010年	○	
							20～40歳代の脂肪エネルギーの1日当たりの平均摂取比率		CM	25%以下/2010年	○	
							成人の野菜の1日当たりの平均摂取量		CM	350g以上/2010年	○	
							朝食を欠食する人の割合		CM		○	
							・中学、高校生(12～17歳)			0%/2010年		
・男性(20歳代)								15%以下/2010年				
・男性(30歳代)								15%以下/2010年				
○	個別目標2	○健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること		2	＜個別目標に係る指標＞							
					日常生活における歩数		CM		○			
					・男性		9200歩以上/2010年					
						・女性		8300歩以上/2010年				
					運動習慣者の割合		CM		○			
・男性			39%以上/2010年									
・女性			35%以上/2010年									

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		○ 個別目標3	○健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること		7	＜個別目標に係る指標＞			
						喫煙している人の割合	CM		○
						・ 中学1年（男性）		0%/2010年	
						・ 高校3年（男性）		0%/2010年	
						・ 中学1年（女性）		0%/2010年	
						・ 高校3年（女性）		0%/2010年	
						分煙を実施している公共の場の割合	CM		○
						・ 都道府県		100%/2010年	
						・ 政令市等		100%/2010年	
						・ 市町村		100%/2010年	
						・ 保健所		100%/2010年	
						分煙を実施している職場の割合	CM	100%/2010年	○
						効果の高い分煙に関する知識について知っている人の割合	CM		○
						・ 男性		100%/2010年	
						・ 女性		100%/2010年	
						禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合	CM (P)	100%/2010年	○
						多量に飲酒する人の割合	CM		○
						・ 男性		3.2%以下/2010年	
						・ 女性		0.2%以下/2010年	
						飲酒している人の割合	CM		○
						・ 中学3年（男性）		0%/2010年	
						・ 高校3年（男性）		0%/2010年	
						・ 中学3年（女性）		0%/2010年	
						・ 高校3年（女性）		0%/2010年	
		○ 個別目標4	○健康づくり対策（糖尿病、循環器病）を推進すること		2	＜個別目標に係る指標＞			
						定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者	CM	6860万以上/2010年	○
						糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率	CM		○
						・ 男性		100%/2010年	
						・ 女性		100%/2010年	





政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること										
Ⅱ-1 -1	食品等の 安全性を 確保する こと	○	○食品等の飲食に起因する衛生上の危 害の発生を防止すること	C	5	＜施策目標に係る指標＞				
						1	大規模食中毒の発生件数	CM	過去5年間の発生件数の平均と同水準以下	○
						2	モニタリング検査達成率	P	100%	○
						3	ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則として禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	P	ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の全て	○
						4	健康食品等に関する健康被害報告数	P	過去5年間の発生件数の平均と同水準以下	○
						5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	CM	60%以上/平成22年度	○
		○	個別目標1	○食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること	3 (参考指標5)	＜個別目標に係る指標＞				
				大規模食中毒の発生件数 ※ 施策目標に係る指標1と同じ		CM	過去5年間の発生件数の平均と同水準以下	○		
				ビッシング（と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業）中止率		CM (P)	100%/平成20年度	○		
				モニタリング検査達成率 ※ 施策目標に係る指標2と同じ		P	100%	○		
				＜参考指標＞ 総合衛生管理製造過程承認取得施設件数		P	—	—		
				＜参考指標＞ 営業許可取得件数 営業の禁停止命令を受けた施設数		P	—	—		
		＜参考指標＞ 食品の収去件数 食品の違反件数	CM	—	—					
		＜参考指標＞ BSE検査頭数 BSE発生件数	P CM	—	—					
		＜参考指標＞ 食品等の輸入届出件数 輸入重量 検査件数 検査割合 食品衛生法違反件数	P	—	—					

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
		○ 個別目 標2	○食品等に関する規格基準の 策定を推進すること		3	<個別目標に係る指標>			○	
						ポジティブリスト制度の導入 に伴い新たに残留基準を設定 した農薬等のうち、基準の見 直しを行った農薬等の数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	ポジティ ブリスト 制度の導 入に伴い 新たに残 留基準を 設定した 農薬等の 全て		△
						国際汎用添加物の指定品目数	P	国際的に安全 性が確認さ れ、かつ汎用 されている食 品添加物46品 目のうち安全 性が確認され たものについ ての指定		
		遺伝子組換え食品の国際規格 策定の進捗率	P	規格案につい てコーデック ス総会までに 正式採択/ 2009年のコー デックス総会 まで	△					
		○ 個別目 標3	○虚位誇大広告等不適正表示 の防止により、健康食品の安全 対策を推進すること		1	<個別目標に係る指標>			○	
						健康食品等に関する健康被害 報告数 ※施策目標に係る指 標4と同じ	P	過去5年間 の発生件 数の平均 と同水準 以下		
○ 個別目 標4	○リスクコミュニケーション 事業運営計画の策定及び実施 を通じて、食品安全施策の情報 を提供するとともに国民か らの意見を聴取すること		1 (参考 指標1)	<個別目標に係る指標>			○			
				食品の安全性に関する基礎的 な知識を持っている国民の割 合 ※施策目標に係る指標5と 同じ	CM	60%以上/ 平成22年 度				
				<参考指標> 3府省（食品安全委員会・厚生 労働省・農林水産省）による 意見交換会実施回数、参加者 数	P	—	—			

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること										
Ⅲ-1 -1	労働条件の確保・改善を図ること	○ ○	○法定労働条件の確保・改善を図ること	P	5	＜施策目標に係る指標＞				
						1	定期監督等の実施件数	P	—	—
						2	申告処理件数	P	—	—
						3	司法処理件数	P	—	—
						4	市町村広報誌への掲載割合	P	80%以上	○
		5	中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数	P	15,228件以上/平成19年度	○				
		—	個別目標1 ○法定労働条件の確保・改善を図ること		3	＜個別目標に係る指標＞				
							定期監督等の実施件数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	—	—
							申告処理件数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	—	—
			司法処理件数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	—	—				
○	個別目標2 ○最低賃金制度の適正な運営を図ること		1	＜個別目標に係る指標＞						
					市町村広報誌への掲載割合 ※施策目標に係る指標4と同じ	P	80%以上	○		
○	個別目標3 ○労働契約に係るルールの特明確化を図ること		1	＜個別目標に係る指標＞						
					中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数 ※施策目標に係る指標5と同じ	P	15,228件以上/平成19年度	○		
Ⅲ-2 -1	安全・安心な職場づくりを推進すること	○ ○	○労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	C	5	＜施策目標に係る指標＞				
						1	労働災害による死亡者数	CM	・減少傾向を堅持 ・年間1,500人を大きく下回る	○
						2	休業4日以上死傷者数	CM	第10次計画期間（平成15～19年度）の休業4日以上の死傷者数の総数の20%以上減少	○
						3	定期監督等の実施件数	P	—	—
						4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数	P	—	—
		5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数	P	400件以上/平成19年度	○				
		○	個別目標1 ○安全対策の推進を図ること		2 (参考指標4)	＜個別目標に係る指標＞				
							労働災害による死亡者数 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	・減少傾向を堅持 ・年間1,500人を大きく下回る	○
							休業4日以上の死傷者数 ※施策目標に係る指標2と同じ	CM	第10次計画期間（平成15～19年度）の休業4日以上の死傷者数の総数の20%以上減少	○

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
					<参考指標> 建設業における総合的労働災 害防止対策推進事業の利用状 況等 ①専門工事業者対象の安全教 育実施回数 ②墜落防止対策の研修会開催 回数 ③現場所長研修会の開催回数 ④店社安全衛生管理担当者研 修開催回数	P	—	—
					<参考指標> 建設業における死亡者数	CM	—	—
					<参考指標> 交通労働災害防止対策推進事 業の利用状況等（指導員によ る個別事業場への指導件数）	P	—	—
					<参考指標> 交通労働災害による死亡者数	CM	—	—
		○ 個別目 標2	○労働衛生対策の推進を図る こと	2 (参考 指標8)	<個別目標に係る指標>			
					労働災害による死亡者数 ※ 施策目標に係る指標1と同じ	CM	・減少傾向を 堅持 ・年間1,500 人を大きく下 回る	○
					休業4日以上死傷者数 ※施 策目標に係る指標2と同じ	CM	第10次計画期 間（平成15～ 19年度）の休 業4日以上の 死傷者数の総 数の20%以上 減小	○
					<参考指標> メンタルヘルズ指針の普及状 況 ①研修事業開催回数 ②研修事業参加者数 ③支援事業場における専門家 による取組指導回数	P	—	—
					<参考指標> 過重労働による健康障害防止 対策の状況（関係パンフレッ ト配布件数）	P	—	—
					<参考指標> 地域産業保健センターの利用 状況 ①相談件数等 ②訪問事業場数	P	—	—
					<参考指標> 中小企業事業場における心と からだの健康づくり（THP）の普 及状況 ①THP導入指導の実施事業場数 ②THP導入の実施対象者数	P	—	—

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					〈参考指標〉 石綿の健康管理手帳交付件数	P	—	—	
					〈参考指標〉 化学物質等による傷病者数(休 業4日以上死傷者数)	CM	—	—	
					〈参考指標〉 化学物質管理支援事業の利用 状況（化学物質管理者研修受 講者数）	P	—	—	
					〈参考指標〉 快適職場づくり推進の状況 （快適職場認定件数）	P	—	—	
		○ 個別目 標3	○事業場における安全衛生管 理対策の強化を図ること	2 (参考 指標3)	＜個別目標に係る指標＞				
					労働災害による死亡者数 ※ 施策目標に係る指標1と同じ	CM	・減少傾向を 堅持 ・年間1,500 人を大きく下 回る	○	
					休業4日以上の死傷者数 ※ 施策目標に係る指標2と同じ	CM	第10次計画期 間（平成15～ 19年度）の休 業4日以上の 死傷者数の総 数の20%以上 減小	○	
					〈参考指標〉 事業場に対する多様な安全衛 生情報の提供状況（安全衛生 情報センターのインターネッ トサイトへのアクセス件数）	P	—	—	
					〈参考指標〉 小規模事業場等団体安全衛生 活動援助事業の利用状況（新 規登録団体件数）	P	—	—	
					〈参考指標〉 業種別団体を通じたリスクア セスメント推進研修会の実施 状況 ①研修会開催回数 ②研修会参加者数	P	—	—	
		— 個別目 標4	○労働者が安心して働くこと ができる労働環境を整備する こと	2	＜個別目標に係る指標＞				
					定期監督等の実施件数 ※施 策目標に係る指標3と同じ	P	—	—	
					過重労働による健康障害防止 のための助言・指導を実施し た事業場数 ※施策目標に 係る指標4と同じ	P	—	—	
		○ 個別目 標5	○働き方の見直しによる長時 間労働を是正すること	1	＜個別目標に係る指標＞				
					中小企業労働時間適正化促進 助成金支給決定件数 ※施策目 標に係る指標5と同じ	P	400件以上 ／平成19 年度	○	

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
Ⅲ-3 -1	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	○労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	P	14 (参考指標1)	＜施策目標に係る指標＞					
					1	保険料収納済額	P	—	—	
					2	保険料給付費等	P	—	—	
					3	労働福祉事業費	P	—	—	
					4	平均保険料率	P	—	—	
					5	療養（補償）給付件数	P	—	—	
					6	休業（補償）給付件数	P	—	—	
					7	傷病（補償）年金給付件数	P	—	—	
					8	障害（補償）年金給付件数	P	—	—	
					9	障害（補償）一時金給付件数	P	—	—	
					10	遺族（補償）年金給付件数	P	—	—	
					11	遺族（補償）一時金給付件数	P	—	—	
					12	葬祭料（葬祭給付）給付件数	P	—	—	
					13	介護（補償）給付件数	P	—	—	
					14	二次健康診断等給付件数	P	—	—	
			＜参考指標＞ 労災保険給付の新規受給者数	P	—	—				
			個別目標1	○労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適正な保険料率を設定すること		4 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞			
							保険料収納済額 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	—	—
							保険料給付費等 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	—	—
							労働福祉事業費 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	—	—
					平均保険料率 ※施策目標に係る指標4と同じ	P	—	—		
					＜参考指標＞ 積立金累計	P	—	—		
		個別目標2	○労災保険給付の適正な給付を図ること		10	＜個別目標に係る指標＞				
						療養（補償）給付件数 ※施策目標に係る指標5と同じ	P	—	—	
						休業（補償）給付件数 ※施策目標に係る指標6と同じ	P	—	—	
						傷病（補償）年金給付件数 ※施策目標に係る指標7と同じ	P	—	—	
						障害（補償）年金給付件数 ※施策目標に係る指標8と同じ	P	—	—	
						障害（補償）一時金給付件数 ※施策目標に係る指標9と同じ	P	—	—	
						遺族（補償）年金給付件数 ※施策目標に係る指標10と同じ	P	—	—	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
						遺族（補償）一時金給付件数 ※施策目標に係る指標11と同じ	P	—	—	
						葬祭料（葬祭給付）給付件数 ※施策目標に係る指標12と同じ	P	—	—	
						介護（補償）給付件数 ※施 策目標に係る指標13と同じ	P	—	—	
						二次健康診断等給付件数 ※ 施策目標に係る指標14と同じ	P	—	—	
Ⅲ-4 -1	勤労者生 活の充実 を図ること	○	○労働時間等の設定改善を通 じた仕事と生活の調和対策を推進する こと	C	1	＜施策目標に係る指標＞				
						1	週労働時間60時間以上の 雇用の割合	CM	平成15年 (12.2%)と比 べて1割以上 減少/平成21 年度	○
		○	個別目 標1	○労働時間等の設定改善に向 けた取組を推進すること	1	＜個別目標に係る指標＞				
							週労働時間60時間以上の雇 用の割合 ※施策目標に係る 指標1と同じ	CM	平成15年 (12.2%)と比 べて1割以上 減少/平成21 年度	○
		○	個別目 標2	○仕事と生活の調和に係る社 会的気運を醸成すること	1	＜個別目標に係る指標＞				
	週労働時間60時間以上の雇 用の割合 ※施策目標に係る 指標1と同じ					CM	平成15年 (12.2%)と比 べて1割以上 減少/平成21 年度	○		
○	個別目 標3	○多様な働き方に対応した労 働環境等を整備すること	1	＜個別目標に係る指標＞						
					週労働時間60時間以上の雇 用の割合 ※施策目標に係る 指標1と同じ	CM	平成15年 (12.2%)と比 べて1割以上 減少/平成21 年度	○		
Ⅲ-7 -1	個別労働 紛争の解 決の促進 を図ること	—	○個別労働紛争の解決の促進を図ること	P	4	＜施策目標に係る指標＞				
						1	民事上の個別労働紛争相 談件数	P	—	—
						2	助言・指導申出受付件数	P	—	—
						3	あつせん申請受理件数	P	—	—
		4	処理期間毎の割合(助言・ 指導、あつせん)	P	—	—				
		—	個別目 標1	○個別労働紛争の迅速適正な 解決を図ること	4 (参 考 指 標1)	＜個別目標に係る指標＞				
							民事上の個別労働紛争相談件 数 ※施策目標に係る指標1と 同じ	P	—	—
	助言・指導申出受付件数 ※ 施策目標に係る指標2と同じ					P	—	—		
						あつせん申請受理件数 ※施 策目標に係る指標3と同じ	P	—	—	
						処理期間毎の割合(助言・指 導、あつせん) ※施策目標に 係る指標4と同じ	P	—	—	
						＜参考指標＞ 労働審判の申立件数	P	—	—	



政策番号	政策 (「施策目標」)	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 (「施策目標」及び「個別目標」)	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること										
Ⅳ-1 -1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	○ ○	○公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	P	7	＜施策目標に係る指標＞				
						1	公共職業安定所の求職者の就職率	CM	32%以上	○
						2	雇用保険受給資格者の早期再就職割合	CM	16%以上	○
						3	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率	CM	前年度より1ポイント以上減少	○
						4	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率	CM	前年度より1ポイント以上減少	○
						5	労働者派遣法第34条(就職条件等の明示)の違反率	CM	前年度より1ポイント以上減少	○
						6	労働者派遣法第35条(派遣先への通知)の違反率	CM	前年度より1ポイント以上減少	○
						7	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	CM	35%以上	○
		○	個別目標1	○求職者のニーズに応じた求人確保を図ること		2	＜個別目標に係る指標＞			
							年齢不問求人の割合	CM	50%以上/平成19年度	○
							正社員求人の充足率	CM	前年度(23.5%)以上	○
		○	個別目標2	○早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること		4	＜個別目標に係る指標＞			
							再就職支援プログラム対象者の就職率	CM	73%以上	○
							就職実現プラン対象者の就職率	CM	59%以上	○
					再就職支援プログラム開始者数	P	8万人以上	○		
					就職実現プラン作成件数	P	12万件以上	○		
○	個別目標3	○未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること		1	＜個別目標に係る指標＞					
					受理後3週間以上の未充足求人に対するフォローアップ率	CM(P)	100%	○		
○	個別目標4	○労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること		4 (参考指標6)	＜個別目標に係る指標＞					
					職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率 ※施策目標に係る指標3と同じ	CM	前年度より1ポイント以上減少	○		
					職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率 ※施策目標に係る指標4と同じ	CM	前年度より1ポイント以上減少	○		
					労働者派遣法第34条(就職条件等の明示)の違反率 ※施策目標に係る指標5と同じ	CM	前年度より1ポイント以上減少	○		
					労働者派遣法第35条(派遣先への通知)の違反率 ※施策目標に係る指標6と同じ	CM	前年度より1ポイント以上減少	○		
					＜参考指標＞ 職業紹介事業の許可事務所数	P	—	—		
					＜参考指標＞ 職業紹介事業の指導監督件数	P	—	—		
					＜参考指標＞ 労働者派遣事業の許可・届出事務所数	P	—	—		

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
						<参考指標> 労働者派遣事業の指導・監督 件数 <参考指標> 職業紹介責任者講習会受講人 数 <参考指標> 派遣元責任者講習会受講人数	P	—	—	
		○	個別目 標5	○官民の連携により労働力需 給調整機能を強化すること	1 (参考 指標3)	<個別目標に係る指標> しごと情報ネットの利用者が これを通じて求人情報に応募 するなど具体的行動を起こし た割合 ※施策目標に係る指 標7と同じ <参考指標> 参加機関数 <参考指標> 求人情報件数 <参考指標> アクセス件数	CM	35%以上	○	
IV-2 -1	雇用機会 を創出す るととも に雇用の 安定を図 ること	○	○	○地域及び中小企業等における雇用機 会の創出等を図るとともに産業の特性 に応じた雇用の安定を図ること	C	14	<施策目標に係る指標>			
						1	受給資格者創業支援助成 金の支給を受けた事業主 が法人等を設立し雇用保 険適用事業所となった日 から1年経過後に雇用して いる ①平均雇用労働者数 ②事業継続割合	CM	2人以上 95%以上	○
						2	中小企業人材確保推進事 業助成金の支給を受けた 事業協同組合等の構成中 中小企業者の本事業終了時 における平均求人充足率	CM	22%以上	○
						3	雇用調整助成金利用事業 所の事業主都合離職割合	CM	非利用事業所 の同時期にお ける事業主都 合離職割合以 下	○
						4	雇用調整助成金利用事業 所のうち保険関係消滅事 業所に対して支給した額 の割合	CM	利用事業 所の総支 給額の10% 以下	○
						5	求職活動等支援給付金に 係る離職後3ヶ月以内の就 職率	CM	34%以上	○
						6	助産業雇用安定センター における出向・移籍の成 立率	CM	40%以上	○
						7	地域雇用開発促進助成金 (地域雇用促進特別奨励 金)利用事業所の常用労働 者の増加率	CM	地域雇用促進 特別奨励金利 用事業所にお ける計画開始 日から第3回 特別奨励金支 給申請日の1 年経過後の常 用労働者の増 加率が地域内 の全適用事業 所の同期間 における常用 労働者数の増 加率を上回る	○

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					8	地域提案型雇用創造促進 事業利用求職者等の就職 件数	CM	地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る	△
					9	地域雇用開発促進助成金 （地域高度人材確保奨励 金）利用事業所の常用労働 者の増加率	CM	地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る	○
					10	建設教育訓練助成金の助 成対象となった技能実習 を行った者のうち、訓練 後、技能検定を受検した 者の合格率	CM	60%以上	○
					11	港湾労働者派遣事業にお いて、派遣可能労働者の 派遣のあっせんを行うこ とによる派遣成立の割合	CM	80%以上	○
					12	林業就業支援事業修了者 の就職率	CM	63%以上	○
					13	就農等支援コーナー利用 者に占める就職、あっせ ん割合	CM	35%以上	○
					14	介護労働者基盤人材確保 助成金を受給したことによ り、当該事務所における 雇用管理改善への取組 が向上した事業主の割合	CM	80%以上	○
		○	個別目 標1	○創業・新分野進出等に係る 支援を図ること	2 (参考 指標3)	＜個別目標に係る指標＞			
						受給資格者創業支援助成金の 支給を受けた事業主が法人等 を設立し雇用保険適用事業所 となった日から1年経過後に雇 用している	CM		○
						①平均雇用労働者数 ②事業継続割合		2人以上 95%以上	
						※施策目標に係る指標1と同じ			
						中小企業基盤人材確保助成金 の支給終了後、新たに雇用さ れた人数の平均	CM	3人以上(助成 額を上乗せし ている同意雇 用機会増大地 域は4人以 上)	○
						＜参考指標＞ 受給資格者創業支援助成金支 給決定件数	P	—	—
						＜参考指標＞ 受給資格者創業支援助成金支 給決定金額	P	—	—
						＜参考指標＞ 中小企業基盤人材確保助成金 における支給対象者数	P	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
	○	個別目 標2	○中小企業等の雇用管理の改 善に係る支援を図ること		3 (参考 指標1)	<個別目標に係る指標>			
						中小企業人材確保推進事業助 成金の支給を受けた事業協同 組合等の構成中小企業者の本 事業終了時における平均求人 充足率 ※施策目標に係る指 標2と同じ	CM	22%以上	○
						中小企業雇用創出等能力開発 助成金の対象となった従業員 が受けた職業能力開発検定等 (訓練に密接に関係するもの に限る)の合格率	CM	50%以上	○
						中小企業職業相談委託助成金 支給後の離職率	CM	11%以下	○
					<参考指標> 中小企業人材確保推進事業助 成金における支給団体数	P	—	—	
		個別目 標3	○事業活動の縮小を余儀なく された事業所の失業者の発生 を予防すること		2 (参考 指標2)	<個別目標に係る指標>			
						雇用調整助成金利用事業所の 事業主都合離職割合 ※施策 目標に係る指標3と同じ	CM	非利用事務所の 同時期にお ける事業主 都合離職割 合以下	○
						雇用調整助成金利用事業所の うち保険関係消滅事業所に対 して支給した額の割合 ※施 策目標に係る指標4と同じ	CM	利用事務 所の総支 給額の10% 以下	○
						<参考指標> 雇用調整助成金の対象者数 ・休業 ・教育訓練 ・出向	P	—	—
					<参考指標> 雇用調整助成金の支給決定額	P	—	—	
		個別目 標4	○離職を余儀なくされる者に 対する再就職を援助・促進す ること		4	<個別目標に係る指標>			
						求職活動等支援給付金に係る 離職後3ヶ月以内の就職率 ※ 施策目標に係る指標5と同じ	CM	34%以上	○
						再就職支援給付金の支給を受 けた事業所のうち、当該給付 金を活用して再就職支援会 社に支援を委託しなくても、 当該給付金の支給対象労働者 の再就職は難しくなかったと する事業所の割合	CM	20%以下	○
再就職支援給付金の支給を受 けた事業所が、再就職支援を 委託した人数のうち、早期再 就職が実現した人数の割合	CM					20%以上	○		
定着講習支援給付金に係る対 象労働者の雇い入れ後1年経過 時の定着率	CM					93%以上	○		
個別目 標5	○出向・移籍支援事業により 円滑な労働移動を促進すること		1 (参考 指標1)	<個別目標に係る指標>					
				(助産業雇用安定センターにお ける出向・移籍の成立率 ※ 施策目標に係る指標6と同じ	CM	40%以上	○		
			<参考指標> (助産業雇用安定センターにお ける出向・移籍の成立数	CM	—	—			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無											
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無					
	○	個別目 標6 ○雇用情勢の厳しい地域にお ける雇用機会を創出すること		3 (参考 指標6)	<個別目標に係る指標>								
					地域雇用開発促進助成金(地域 雇用促進特別奨励金)利用事業 所の常用労働者の増加率 ※ 施策目標に係る指標7と同じ	CM	地域雇用促進 特別奨励金利 用事業所にお ける計画開始 日から第3回 特別奨励金支 給申請日の1 年経過後の常 用労働者の増 加率が地域内 の全適用事業 所の同期間 における常用 労働者数の増 加率を上回る	○					
					地域提案型雇用創造促進事業 利用求職者等の就職件数 ※ 施策目標に係る指標8と同じ	CM	地域提案型雇 用創造促進事 業を実施した 地域の実績 が、各協議会 において年度 ごとに設定し た目標数を上 回る	△					
					地域雇用開発促進助成金(地域 高度人材確保奨励金)利用事業 所の常用労働者の増加率 ※ 施策目標に係る指標9と同じ	CM	地域高度人材 確保奨励金の 利用事業所 における計画 開始日から第 2期支給申請 日の1年経過 後の常用労働 者の増加率が 地域内の全 適用事業所の 常用労働者の 増加率を上回 る	○					
					<参考指標> 地域雇用開発促進助成金(地 域雇用促進特別奨励金)支給 決定金額	P	—	—					
					<参考指標> 地域雇用開発促進助成金(地 域高度人材確保奨励金)支給 決定金額	P	—	—					
					<参考指標> 地域雇用開発促進助成金(地 域高度人材確保奨励金)支給 決定人数	P	—	—					
					<参考指標> 地域提案型雇用促進事業利用 求職者等の数	P	—	—					
					<参考指標> 地域提案型雇用促進事業によ る事業利用企業等の数	P	—	—					
					<参考指標> 地域提案型雇用創造事業によ る事業利用企業等の雇入数	CM	—	—					
					○	個別目 標7 ○地方就職支援、U. I ター ン者等を活用すること		2	<個別目標に係る指標>				
									地域就職支援センター利用者 のうち、就職者の割合	CM	12.6%以上	○	
									地域雇用開発活性化事業実施 地域における雇入れ数	CM	500人以上	○	

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無												
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無						
	○ 個別目標8	○積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を図ること		2 (参考指標4)	<個別目標に係る指標>				○					
					積雪寒冷地における季節労働者の減少率	CM	・ 通年雇用奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者数の減少率が地域全体の特例被保険者の減少率を上回ること ・ 支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること	○						
					沖縄県における若年労働者の増加率	CM	沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が県内全体の被保険者数の増加率を上回ること	○						
					<参考指標> 通年雇用奨励金支給決定人数	P	—	—						
					<参考指標> 通年雇用奨励金支給決定金額	P	—	—						
					<参考指標> 沖縄若年者雇用奨励金支給決定人数	P	—	—						
					<参考指標> 沖縄若年者雇用奨励金支給決定金額	P	—	—						
					○ 個別目標9	○建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図ること		4 (参考指標2)		<個別目標に係る指標>				○
										建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率 ※施策目標に係る指標10と同じ	CM	60%以上	○	
										ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った建設事業主等のうち、当該相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等の相談に対する具体的な措置（教育訓練の受講促進、雇用管理の改善措置の実施、事業主都合解雇の防止等）を1年以上に講じている事業主の割合	CM	80%以上	○	
										建設雇用改善助成金支給決定件数	P	—	—	
										建設雇用改善助成金支給決定額	P	—	—	
										<参考指標> 建設教育訓練助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受けた割合	CM	80%以上	○	
<参考指標> 相談等を行った事業主に対する満足度調査	CM	80%以上	○											
○ 個別目標10	○港湾労働者の雇用の改善等を図ること		4 (参考指標1)	<個別目標に係る指標>				○						
				雇用管理者研修を受講した者のうち、役に立った旨の評価を受ける割合	CM	80%以上	○							
					CM	80%以上	○							

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						派遣元責任者研修の受講者数	P	—	—
						雇用管理者研修の受講者数	P	—	—
						〈参考指標〉 港湾労働者の就労日数のうち 常用労働者及び派遣労働者の 占める割合（日雇労働者を除い た割合）	P	80%以上	○
		○ 個別目 標11	○ 林業事業者の雇用管理改善 及び林業への円滑な就業を促 進すること		2 (参考 指標5)	〈個別目標に係る指標〉			
						林業就業支援事業修了者の就 職率 ※施策目標に係る指標 12と同じ	CM	63%以上	○
						職業講習会を経て、林業事業 体共同説明会に参加した者の 就職率	CM	19%以上	○
						〈参考指標〉 林業事業者共同説明会参加者 の就業率	CM	—	—
						〈参考指標〉 職業講習会・就職ガイダンス 参加者の就業率	CM	—	—
						〈参考指標〉 雇用管理改善セミナーの開催 状況	P	—	—
						〈参考指標〉 職業講習会・就職ガイダンス の開催状況	P	—	—
						〈参考指標〉 林業事業者共同説明会の開催 状況	P	—	—
		○ 個別目 標12	○ 農林業等への多様な就業を 促進すること		1 (参考 指標2)	〈個別目標に係る指標〉			
						就農等支援コーナー利用者に 占める就職、あっせん割合 ※施策目標に係る指標13と同 じ	CM	35%以上	○
						〈参考指標〉 農林漁業労働者の充足率	CM	—	—
						〈参考指標〉 相談件数(就農等支援コー ナー)	P	—	—
		○ 個別目 標13	○ 介護労働者の雇用管理の改 善等を図ること		2 (参考 指標2)	〈個別目標に係る指標〉			
						介護労働者基盤人材確保助成 金を受給したことにより、当 該事業所に於ける雇用管理改 善への取組が向上した事業主 の割合 ※施策目標に係る指 標14と同じ	CM	80%以上	○
						雇用管理改善等相談援助事業 を受けた事業所において、本 事業を受けて一年経過した時 点における同事業を受けたと きからの自己都合による離職 率	CM	20%以下	○
						〈参考指標〉 介護基盤人材確保補助金の支 給額及び対象員数	P	—	—
						〈参考指標〉 介護労働者雇用管理等相談援 助事業に係る相談・情報提供 件数	P	—	—

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無		
IV-3 -1	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	C	10	＜施策目標に係る指標＞			○	
						1	65歳以上定年企業等の割合 300人以上規模企業のうち65歳以上の高年齢者雇用確保措置を講じる企業割合	CM		42%以上/平成20年度 45%以上/平成19年度
						2	障害者の就職件数	CM		平成18年度から平成22年度までの5年間で22万人以上
						3	フリーター数	CM		平成22年度までにピーク時(平成15年度)の8割に減少
						4	日系人雇用サービスセンターにおける就職率	CM		18%以上
						5	一般外国人(留学生を除く外国人)の就職率	CM		24%以上
						6	留学生の就職人数	CM		300人以上
						7	特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合	CM		当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象者ではない者の事業主都合離職割合以下
						8	生活保護受給者等就労支援事業における支援開始者数に占める就業者の割合	CM		40%以上
						9	ホームレス就労支援事業における就業者数	CM		450人以上
						10	当該年度中の雇用調整方針対象者(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合	CM		35%以上
		○	個別目標1 ○定年制の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を促進すること		1 (参考指標3)	＜個別目標に係る指標＞			○	
							・65歳以上定年企業等の割合 ・300人以上規模企業のうち65歳以上の高年齢者雇用確保措置を講じる企業割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM		42%以上/平成20年度 45%以上/平成19年度
							＜参考指標＞ 65歳雇用導入プロジェクト事業終了時において、事業実施企業のうち65歳まで働ける場を確保する企業の割合	CM		—



政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					〈参考指標〉 ・継続雇用制度奨励金(第I種)の支給決定件数 ・継続雇用制度奨励金(第I種)の支給決定金額 ・多数継続雇用助成金(第II種)の支給決定件数 ・多数継続雇用助成金(第II種)の支給決定金額 〈参考指標〉 公共職業安定所・高齢者雇用アドバイザーによる個別指導企業数	P	—	—	
		○ 個別目標2	○中高齢者の再就職を促進すること	1 (参考指標3)	<個別目標に係る指標> 中高齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率 〈参考指標〉 求職活動支援書制度における求職活動支援書交付者数 〈参考指標〉 高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談件数 〈参考指標〉 中高齢者トライアル雇用事業における常用雇用移行者数	CM	75%以上/ 平成18年度	○	
		○ 個別目標3	○高齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること	2 (参考指標4)	<個別目標に係る指標> 高齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人新設に伴う平均就業者創出数 同法人の事業開始から1年経過後の事業継続率 〈参考指標〉 シルバー人材センター事業における就業延人数 〈参考指標〉 定年退職者等再就職支援事業における面接会開催日から3か月後の就職率 〈参考指標〉 定年退職者等再就職支援事業における面接会の実施回数 〈参考指標〉 ・高齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定件数 ・高齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定金額	CM	7人以上/ 平成18年度	○	
		○ 個別目標4	○障害者に対するきめ細かな職業相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること	1 (参考指標6)	<個別目標に係る指標> 公共職業安定所を通じた就職件数 〈参考指標〉 公共職業安定所における新規求職申込件数	CM	対前年度比 2,500増	○	
					〈参考指標〉 公共職業安定所における新規求職申込件数	CM	—	—	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						〈参考指標〉 公共職業安定所における有効 求職者数	CM	—	—
						〈参考指標〉 障害者試行雇用事業の試行雇 用開始者数	CM	—	—
						〈参考指標〉 障害者試行雇用事業の常用雇 用移行者数	CM	—	—
						〈参考指標〉 職場適応援助者事業における 支援対象者数	P		
						〈参考指標〉 職場適応援助者事業における 職場定着率	CM	—	—
		○ 個別目 標5	○障害者雇用率制度の厳格な 運用を通じて障害者の雇入れ の促進等を図ること		1 (参考 指標2)	〈個別目標に係る指標〉			
						障害者雇用率達成割合	CM	前年度以上	○
						〈参考指標〉 民間企業の実雇用率	CM	—	—
						〈参考指標〉 公的機関の実雇用率 ・国の機関 ・都道府県の機関 ・市町村の機関 ・教育委員会	CM	—	—
		○ 個別目 標6	○雇用・福祉等との連携等に よる障害者の就労支援の強化 を図ること		1 (参考 指標2)	〈個別目標に係る指標〉			
						障害者就業・生活支援セン ター事業を通じた就職件数	CM	3,000件以 上	○
						〈参考指標〉 障害者就業・生活支援セン ターにおける登録障害者数	P	—	—
						〈参考指標〉 障害者就業・生活支援セン ターにおける相談支援件数	P	—	—
		○ 個別目 標7	○学校段階から職業意識の形 成を図ること		2	〈個別目標に係る指標〉			
						キャリア探索プログラム等参 加生徒数（高校等）	P	40万人以 上	○
						インターンシップ学生のアン ケート結果において「役に 立った」との評価の割合	CM	80%以上	○
		○ 個別目 標8	○新規学卒者の円滑な就職を 図ること		2	〈個別目標に係る指標〉			
						新規高卒者の就職内定率	CM	前年度以上	○
						大学新規卒業者の就職率	CM	前年度以上	○
		○ 個別目 標9	○フリーターや若年失業者の 常用雇用化を図ること		1 (参考 指標1)	〈個別目標に係る指標〉			
						フリーター常用就職者数	CM	25万人以上	○
						〈参考指標〉 失業率（15歳～24歳）	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		○ 個別目標10	○外国人求職者等に対するきめ細かい職業相談・職業紹介等を通じ、安定し、かつ適切な就労を促進すること		3	＜個別目標に係る指標＞			
						日系人雇用サービスセンターにおける就職率 ※施策目標に係る指標4と同じ	CM	18%以上	○
						一般外国人（留学生を除く外国人）の就職率 ※施策目標に係る指標5と同じ	CM	24%以上	○
						留学生の就職人数 ※施策目標に係る指標6と同じ	CM	300人以上	○
		－ 個別目標11	○外国人を雇用している事業主への啓発活動、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること		1	＜個別目標に係る指標＞			
						外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問件数	CM (P)	－	－
		○ 個別目標12	○就職困難者等の円滑な就職等を図ること		6 (参考 指標6)	＜個別目標に係る指標＞			
						特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合 ※施策目標に係る指標7と同じ	CM	当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象者ではない者の事業主都合離職割合以下	○
						生活保護受給者等就労支援事業における支援開始者数に占める就職者の割合 ※施策目標に係る指標8と同じ	CM	40%以上	○
						ホームレス就業支援事業による就職者数 ※施策目標に係る指標9と同じ	CM	450人以上	○
						当該年度中の雇用調整方针对象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合 ※施策目標に係る指標10と同じ	CM	35%以上	○
						ホームレス就業支援事業による開拓求人数	P	－	－
						ホームレス就職支援事業による職場体験受講者数	P	－	－
				〈参考指標〉 特定求職者雇用開発助成金支給決定件数	P	－	－		
				〈参考指標〉 特定求職者雇用開発助成金支給決定金額	P	－	－		
				〈参考指標〉 不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数	P	－	－		
				〈参考指標〉 不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定金額	P	－	－		
				〈参考指標〉 民間活用再就職支援事業の支援対象者数	P	－	－		
				〈参考指標〉 個別求人開拓推進事業の開拓求人数	P	－	－		

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること										
V-2-1	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	○	○若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	P	1	< 施策目標に係る指標 >		CM	70%以上	○
						1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率			
		○	個別目標1 ○職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること	5 (参考指標1)	< 個別目標に係る指標 >		CM	30%以上	○	
					1	創業サポートセンター活用後の創業等率				
					1	「私のしごと館」の利用者から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というものや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得る率				
					1	若者自立塾の卒塾後6ヶ月経過後の就労率				
					1	地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合 ②就職等進路決定者の割合				
					1	「私のしごと館」の各事業のサービス利用者延べ人数				
					1	(参考指標) 地域若者サポートステーションにおける来所延べ人数				
					1	P				40万人以上
V-2-2	○	○	○福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする	P	1	< 施策目標に係る指標 >		CM	60%以上	○
						1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率			
		○	個別目標1 ○障害者への支援を図ること	4	< 個別目標に係る指標 >		CM	60%以上	○	
					1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率 ※施策目標に係る指標1と同じ				
					1	知的障害者の委託訓練修了者における就職率				
					1	精神障害者の委託訓練修了者における就職率				
		○	個別目標2 ○母子家庭の母等への支援を図ること	1 (参考指標1)	< 個別目標に係る指標 >		CM	50%以上	○	
1	母子家庭の母等の職業的自立促進事業による訓練終了3ヶ月後の就職率									
1	(参考指標) 公共職業訓練受講者数(訓練手当支給者数)									

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無			
基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること											
VI-1 -1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	○ ○	○男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	P	8 (参考指標1)	＜施策目標に係る指標＞			○		
						1	役職者に占める女性の割合	CM		前年以上	○
						2	育児休業取得率	CM		前年以上	○
						3	小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合	CM		前年以上	○
						4	緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率	CM		85%以上	○
						5	再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合	CM		70%以上	○
						6	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用される者がいる割合	CM		80%以上	○
						7	公正かつ多様な働き方導入推進事業の委託事業実施団体の傘下企業のうち、本事業への参加をきっかけにして、公正な処遇が確保された短時間正社員制度導入の検討を開始したものの割合	CM		80%以上	○
						8	能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職をした者の割合	CM		80%以上	○
							＜参考指標＞ 女性雇用者数	CM		-	-
	○	個別目標1	○男女雇用機会均等確保に係る法令の履行を確保すること		1 (参考指標2)	＜個別目標に係る指標＞					
						役職者に占める女性の割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	前年以上	○		
						＜参考指標＞ 労働局雇用均等室における是正指導の実施件数	P	-	-		
						＜参考指標＞ 労働局個別紛争解決の援助の実施件数	P	-	-		
	○	個別目標2	○実質的に男女均等な職場環境を整備すること		1 (参考指標4)	＜個別目標に係る指標＞					
						役職者に占める女性の割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	前年以上	○		
						＜参考指標＞ 労働局雇用均等室における女性からの相談件数	P	-	-		
						＜参考指標＞ 労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法第21条是正指導の実施件数	P	-	-		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					〈参考指標〉 ポジティブ・アクション普及 促進セミナー参加者数	P	—	—	
					〈参考指標〉 セクシュアルハラスメント防 止実践講習参加者数	P	—	—	
		○ 個別目 標3	○女性の能力発揮を支援する こと	2 (参考 指標3)	〈個別目標に係る指標〉				
					役職者に占める女性の割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	前年以上	○	
					子育て女性起業支援助成金の 支給を受けた事業主が、法人 等を設立し雇用保険適用事業 所となった日から1年経過後に 雇用している労働者数及び事 業継続割合	CM	平均2人以上、90%	○	
					〈参考指標〉 女性と仕事総合支援事業費 来館者数	P	—	—	
					〈参考指標〉 メンター紹介サービス事業 メンター利用件数	P	—	—	
					〈参考指標〉 女性の起業支援専用サイト事 業 アクセス件数	P	—	—	
		○ 個別目 標4	○育児・介護休業制度を定着 させること	2 (参考 指標1)	〈個別目標に係る指標〉				
					育児休業取得率 ※施策目標 に係る指標2と同じ	CM	前年以上	○	
					小学校就学の始期までの勤務 時間の短縮等の措置を規定し ている事業所の割合 ※施策 目標に係る指標3と同じ	CM	前年以上	○	
					〈参考指標〉 育児・介護休業指導員が対応 した相談件数	P	—	—	
		○ 個別目 標5	○両立支援に取り組む事業主 を支援すること	2 (参考 指標3)	〈個別目標に係る指標〉				
					育児休業取得率 ※施策目標 に係る指標2と同じ	CM	前年以上	○	
					小学校就学の始期までの勤務 時間の短縮等の措置を規定し ている事業所の割合 ※施策 目標に係る指標3と同じ	CM	前年以上	○	
					〈参考指標〉 一般事業主行動計画策定届届 出件数	P	—	—	
					〈参考指標〉 育児・介護雇用安定等助成金 支給金額	P	—	—	
					〈参考指標〉 職業家庭両立推進者及び企業 の現場管理職に対する研修へ の参加者数	P	—	—	
		○ 個別目 標6	○育児・介護を行う労働者を 支援すること	2 (参考 指標2)	〈個別目標に係る指標〉				
					緊急サポートネットワーク事 業の事業利用者の継続就業率 ※施策目標に係る指標4と同じ	CM	85%以上	○	
					再就職希望者支援事業の登録 後1年以内に具体的な求職活動 を始める人の割合 ※施策目 標に係る指標5と同じ	CM	70%以上	○	
					〈参考指標〉 緊急サポートネットワーク事 業実施か所数	P	—	—	
					〈参考指標〉 再就職希望者支援事業におけ る再就職準備セミナーの参加 者数	P	—	—	

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の有 無		
		○ 個別目標7 ○パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保すること		1 (参考指標2)	<個別目標に係る指標>				○	
					短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用される者がいる割合 ※施策目標に係る指標6と同じ	CM	80%以上			
					<参考指標> 短時間雇用管理者の選任数	P	-	-		
		○ 個別目標8 ○短時間正社員制度の導入を推進すること		1	<個別目標に係る指標>				○	
					公正かつ多様な働き方導入推進事業の委託事業実施団体の傘下企業のうち、本事業への参加をきっかけにして、公正な処遇が確保された短時間正社員制度導入の検討を開始したものの割合 ※施策目標に係る指標7と同じ	CM	80%以上			
		○ 個別目標9 ○在宅就業者の就業環境を整備すること		1 (参考指標3)	<個別目標に係る指標>				○	
					能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職した者の割合 ※施策目標に係る指標8と同じ	CM	80%以上			
<参考指標> ウェブサイトへのアクセス件数	P				-	-				
<参考指標> セミナー受講者数	P				-	-				
VI-2-1	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること	○ ○	○地域における子育て支援等施策の推進を図ること	P	8	<施策目標に係る指標>				○
						1 育児支援家庭訪問事業の実施市町村数	P	全市町村/平成21年度		
						2 生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数	P	全戸訪問/平成21年度		
						3 ファミリー・サポート・センターの設置か所数	P	710以上/平成21年度		
						4 短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数	P	870以上/平成21年度		
						5 夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数	P	560以上/平成21年度		
						6 延長保育実施か所数	P	16,200以上/平成21年度		
						7 乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数	P	1,500以上/平成21年度		
						8 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置市町村数	P	全市町村/平成21年度		
		○ 個別目標1 ○地域における子育て支援の拠点を整備すること		1	<個別目標に係る指標>				○	
地域子育て支援拠点事業実施か所数	P	10,000以上/平成21年度								

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無													
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無							
	○	個別目標2 ○次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること	P	8	＜個別目標に係る指標＞				○						
					育児支援家庭訪問事業の実施市町村数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	全市町村/ 平成21年 度	○							
					生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	全戸訪問/ 平成21年 度			○					
					ファミリー・サポート・センターの設置か所数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	710以上/ 平成21年 度				○				
					短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 ※施策目標に係る指標4と同じ	P	870以上/ 平成21年 度					○			
					夜間養護等(トワイライト)事業実施か所数 ※施策目標に係る指標5と同じ	P	560以上/ 平成21年 度						○		
					延長保育実施か所数 ※施策目標に係る指標6と同じ	P	16,200以 上/平成21 年度							○	
					乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数 ※施策目標に係る指標7と同じ	P	1,500以 上/平成21 年度								○
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置市町村数 ※施策目標に係る指標8と同じ	P	全市町村/ 平成21年 度	○												
VI-2 -2	○	○児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		P	3	＜施策目標に係る指標＞									
						1 放課後児童クラブの設置か所数	P	20,000/平成 19年度	○						
						2 児童館設置か所数	P	10,000		○					
						3 子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合	CM	増加/平成21 年度			△				
○	個別目標1 ○放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること	P		1 (参考 指標1)	＜個別目標に係る指標＞							○			
					放課後児童クラブの設置か所数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	20,000/平成 19年度	○							
				＜参考指標＞ 放課後児童クラブの運営主体別(公営/民営)状況		P	-		-						
○	個別目標2 ○放課後等の子どもの遊び場を確保すること	P	1	＜個別目標に係る指標＞				○							
				児童館設置か所数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	10,000	○								



政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の有 無	
VI-2 -3		△	個別目標3 ○中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること		1 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞ 子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合 ※施策目標に係る指標3と同じ ＜参考指標＞ 児童ふれあい交流促進事業実施か所数	CM P	増加/平成21年度 -	△ -
		○	○保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	C	1	＜施策目標に係る指標＞ 1 待機児童数	CM	待機児童の解消	○
		○	個別目標1 ○保育所の受入児童数を拡大すること		1	＜個別目標に係る指標＞ 受入児童数	CM	215万人以上/平成21年度	○
		○	個別目標2 ○必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること		2	＜個別目標に係る指標＞ 延長保育実施か所数 一時・特定保育事業実施か所数	P P	16200以上/平成21年度 9,500以上/平成21年度	○ ○
VI-2 -4		-	○子育てで家庭の生活の安定を図ること	C	1	＜施策目標に係る指標＞ 1 児童手当支給件数	P	-	-
		-	個別目標1 ○児童手当制度の適正な運営を図ること		1	＜個別目標に係る指標＞ 児童手当支給件数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	-	-
		○	○児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	P	4	＜施策目標に係る指標＞ 1 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を設置している市町村数 2 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数 3 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 4 婦人相談員の設置数	P P P P	全市町村/平成21年度 全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市 845以上/平成21年度 前年度以上	○ ○ ○ ○
VI-3 -1	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	○	個別目標1 ○児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること		3 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を設置している市町村数 ※施策目標に係る指標1と同じ 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数 ※施策目標に係る指標2と同じ 生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数 ＜参考指標＞ 児童虐待相談対応件数	P P P P	全市町村/平成21年度 全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市 全戸訪問/平成21年度 -	○ ○ ○ -
		○	個別目標2 ○虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること		2 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞ 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 ※施策目標に係る指標3と同じ 児童家庭支援センターの設置数 ＜参考指標＞ 児童虐待相談対応件数	P P P	845以上/平成21年度 100以上/平成21年度 -	○ ○ -

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		○	個別目標3 ○配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること		2 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞			
						婦人相談員の設置数 ※施策目標に係る指標4と同じ	P	前年度以上	○
						婦人相談所一時保育所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置	P	前年度以上	○
						＜参考指標＞ 婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談処理件数	P	—	—
VI-4-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	○	○母子保健衛生対策の充実を図ること	P	3	＜施策目標に係る指標＞			
		○			1	周産期医療ネットワークを整備している都道府県数	P	全都道府県/平成19年度	○
					2	不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数	P	95都道府県市（全都道府県、指定都市、中核市）/平成21年度	○
					3	特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数	P	95都道府県市（全都道府県、指定都市、中核市）/平成21年度	○
		—	個別目標1 ○児童の治療に係る対策を充実すること		3	＜個別目標に係る指標＞			
						結核児童療育給付実人員	P	—	—
						未熟児養育医療給付実人員	P	—	—
						小児慢性特定疾患治療研究事業の給付対象人員	P	—	—
		○	個別目標2 ○女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること		3	＜個別目標に係る指標＞			
						周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	全都道府県/平成19年度	○
						不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	95都道府県市（全都道府県、指定都市、中核市）/平成21年度	○
						特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	95都道府県市（全都道府県、指定都市、中核市）/平成21年度	○

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無				
VI-5-1	総合的な 母子家庭 等の自立 を図ること	○ ○	○母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	P	3	<施策目標に係る指標>						
						1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数	P	全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度	○		
						2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数	P	全都道府県・市等/平成21年度	○		
								3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数	CM	1300以上/平成21年度	○
		○	個別目標1 ○母子家庭の母等の就業等の支援を図ること				3 (参考指標2)	<個別目標に係る指標>				
									高等技能訓練促進費事業による資格取得者数 ※施策目標に係る指標3と同じ	CM	1300以上/平成21年度	○
									母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度	○
	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 ※施策目標に係る指標2と同じ							P	全都道府県・市等/平成21年度	○		
	<参考指標> 母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業者数							CM	—	—		
	<参考指標> 高等技能訓練促進費事業における就業者数	CM	—	—								
-	個別目標2 ○母子家庭等の経済的な安定を図るための制度の適切な運営を図ること				1	<個別目標に係る指標>						
							児童扶養手当受給者数	P	—	—		
基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること												
VII-2-1	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	○ ○	○社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	C	3	<施策目標に係る指標>						
						1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合	CM	前年度以上	○		
						2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合	CM	前年度以上	○		
							3	第三者評価受審件数	P	前年度以上	○	
		○	個別目標1 ○質の高い福祉サービスを提供するための基盤を整備すること				2	<個別目標に係る指標>				
									社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	前年度以上	○
									社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	CM	前年度以上	○
○	個別目標2 ○福祉サービスの第三者評価を普及すること				1	<個別目標に係る指標>						
							第三者評価受審件数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	前年度以上	○		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
VII-3 -1	戦傷病 者、戦没 者遺族、 中国残留 邦人等を 援護する とともに、 旧陸 海軍の残 務を整理 すること	○	○戦傷病者、戦没者遺族等に対して、 援護年金の支給、療養の給付等の援護 を行うこと	P	2	＜施策目標に係る指標＞			
		—				1 援護年金受給者数	P	—	—
			2 戦傷病者手帳の交付人数	P	—	—			
		○	個別目 標1	○戦傷病者戦没者遺族等援護 法等に基づく援護を迅速かつ 適切に行うこと	P	3	＜個別目標に係る指標＞		
			援護年金の受給者数 ※施策 目標に係る指標1と同じ	P			—	—	
			戦傷病者手帳の交付人数 ※ 施策目標に係る指標2と同じ	P			—	—	
		各種特別給付金及び特別弔慰 金に係る請求期間満了から1年 以内に処理した割合	P	100%	○				
○	個別目 標2	○戦傷病者、戦没者遺族等の 経験した戦中・戦後の国民生 活上の労苦を後世代に伝える こと	P	2	＜個別目標に係る指標＞				
	昭和館の年間入場者数	P			前年度以上	○			
	しょうけい館の年間入場者数	P			前年度以上	○			
VII-3 -3	—	—	○中国残留邦人等の円滑な帰国を促進 するとともに、永住帰国者の自立を支 援すること	P	2	＜施策目標に係る指標＞			
		—				1 中国残留邦人等の帰国世 帯数	P	—	—
			2 自立指導員派遣回数	P	—	—			
		—	個別目 標1	○中国残留邦人等の円滑な帰 国を支援すること	P	1 (参考 指標2)	＜個別目標に係る指標＞		
			中国残留邦人等の帰国世帯数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P			—	—	
			〈参考指標〉 中国残留邦人等の永住帰国者 世帯の総数	P			—	—	
		〈参考指標〉 中国及び樺太地域に残る残留 邦人数	P	—	—				
—	個別目 標2	○永住帰国者の自立を支援す ること	P	3	＜個別目標に係る指標＞				
	自立指導員派遣回数 ※施策 目標に係る指標2と同じ	P			—	—			
	中国帰国者自立研修センター 通所者数	P			—	—			
		中国帰国者支援・交流セン ターにおける日本語教室の受 講者数	P	—	—				

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること										
Ⅷ-1 -1	障害者の 地域にお ける自立 を支援す るため、 障害者の 生活の 場、働く 場や地域 における 支援体制 を整備す ること	○	○必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	P	4	＜施策目標に係る指標＞				
		○				1	グループホーム・ケアホームの利用者数	P	9万人以上/ 平成23年度	○
						2	訪問系サービスの利用者数	P	16万人以上/ 平成23年度	○
						3	日中活動サービスの利用者数	P	47万人以上/ 平成23年度	○
						4	一般就労への移行者数	CM	平成17年度 の4倍以上/ 平成23年度	○
		○	個別目標1	○地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること		3	＜個別目標に係る指標＞			
							グループホーム・ケアホームの利用者数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	9万人以上/ 平成23年度	○
							訪問系サービスの利用者数 ※施策目標に係る指標2と同じ	P	16万人以上/ 平成23年度	○
							日中活動サービスの利用者数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	47万人以上/ 平成23年度	○
			○	個別目標2	○障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること		5	＜個別目標に係る指標＞		
					一般就労への移行者数 ※施策目標に係る指標4と同じ	CM	平成17年度 の4倍以上/ 平成23年度	○		
					授産施設等における平均工賃	CM	平成17年度 の2倍以上/ 平成23年度	○		
					就労移行支援事業の利用者数	P	福祉施設利用者の20%以上/ 平成23年度	○		
					就労継続支援事業(A型)の利用者数	P	事業利用者の30%以上/ 平成23年度	○		
					目標工賃達成加算適用事業所数	P	前年度以上	○		
	○	個別目標3	○サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること		1	＜個別目標に係る指標＞				
					コミュニケーション支援事業実施市町村数	P	前年度以上	○		
	○	個別目標4	○自立を支援する医療体制を整備すること		1 (参考 指標1)	＜個別目標に係る指標＞				
					精神科救急医療センター事業実施都道府県・指定都市数	P	前年度以上	○		
					＜参考指標＞ 精神科救急医療センター事業の予算額	P	—	—		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無			
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること											
IX-1 -1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	○	○公的年金制度の持続可能性を確保すること	P	3	<施策目標に係る指標>					
						1	財政再計算との乖離状況（積立金） ・厚生年金 ・国民年金	CM	平成16年財政再計算結果の数値以上	○	
						2	マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）	CM	平成16年財政再計算結果の数値以上	○	
							3	当局間協議新規開始国数	P	1カ国以上	○
		○	個別目標1 ○公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと		2	<個別目標に係る指標>					
							財政再計算との乖離状況（積立金） ・厚生年金 ・国民年金 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	平成16年財政再計算結果の数値以上	○	
							マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率） ※施策目標に係る指標2と同じ	CM	平成16年財政再計算結果の数値以上	○	
○	個別目標2 ○国際化の進展への対応を図ること		1	<個別目標に係る指標>							
					当局間協議新規開始国数 ※施策目標に係る指標3と同じ	P	1カ国以上	○			
IX-3 -1	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	○	○高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	C	2	<施策目標に係る指標>					
						1	改善した予防給付受給者の割合	CM	前年度以上	○	
							2	改善した特定高齢者の割合	CM	前年度以上	○
		○	個別目標1 ○効果的な介護予防・健康づくりを推進すること		2	<個別目標に係る指標>					
							改善した予防給付受給者の割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM	前年度以上	○	
								改善した特定高齢者の割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	CM	前年度以上	○
		○	個別目標2 ○介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること		1	<個別目標に係る指標>					
	介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数					P	前年度以上	○			
○	個別目標3 ○高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること						2	<個別目標に係る指標>			
			老人クラブ加入者数	P	前年度以上			○			
						高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数	P	前年度以上	○		

政策番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無		
基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること										
X-1 -1	国際社会 への参 画・貢献 を行うこ と	○	○国際機関の活動への参画・協力を推進すること	P						
		-	個別目標1	○国際労働機関が行うデーセント・ワーク実現のための技術協力事業に対する協力		3	＜個別目標に係る指標＞			
							抛出金事業に関する技能協力事業の定性的評価（事業において実施する各事業の評価等）	CI	-	-
							アジア太平洋地域技能評価就業能力計画（SKILLS-AP）の参加者が事業によって達成した成果に対する、参加者の所属機関による評価	CI	-	-
							抛出金事業に関する技能協力事業の定性的評価	CI	-	-
		-	個別目標2	○世界保健機関が行う技術協力事業に対する協力		3	＜個別目標に係る指標＞			
							平均寿命	CM	-	-
							乳幼児死亡率	CM	-	-
							成人死亡率	CM	-	-
				○	個別目標3	○経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること		1	＜個別目標に係る指標＞	
					OECDが実施するPIRの"Quality"及び"Impact/Potential Impact"	CM	各国の評価が2=Average, significant以上	○		
-	個別目標4	○開発途上国におけるエイズ対策の推進		3	＜個別目標に係る指標＞					
					HIV感染者数・AIDS患者数	CM	-	-		
					新規HIV感染者数	CM	-	-		
					AIDSによる死亡者数	CM	-	-		
基本目標X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること										
X I- 2-1	研究を支援する体制を整備すること	○	○厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	P	1	＜施策目標に係る指標＞				
		○			1	研究評価委員会の開催件数	P	年1回以上	○	
		○	個別目標1	○研究評価体制を整備すること		1	＜個別目標に係る指標＞			
					研究評価委員会の開催件数 ※施策目標に係る指標1と同じ	P	年1回以上	○		
基本目標X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること										
X II- 1-1	電子政府推進計画を推進すること	○	○行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。	C	1	＜施策目標に係る指標＞				
		○			1	申請・届出等手続のオンライン利用率	CM (P)	50%以上/2010年度	○	
		○	個別目標1	○利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること		1 (参考指標1)	＜個別目標に係る指標＞			
					申請・届出等手続のオンライン利用率 ※施策目標に係る指標1と同じ	CM (P)	50%以上/2010年度	○		
					＜参考指標＞ 業務・システム最適化等推進部会	P	-	-		
合計	40政策	○=35 - = 5	C=15 P=25	施策 =142 個別 =279 (注2)	施策:P=72 CM=70 個別:P=113 CM=163 CI=3	施策指標:○=100 △=2 - =40 個別指標:○=191 △=3 - =85				

- (注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。  
2 これらの指標のほかに、「参考指標」を135指標設定している。  
3 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	厚生労働省の実績評価書において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」（「施策目標」欄）	評価書の「施策目標」欄（上段）に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「施策目標」及び「個別目標」）欄	評価書の「施策目標」欄（下段）に記載されている事項及び「個別目標」欄に掲げられている事項を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、指標数には「参考指標」の数は含まない。</p>
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。ただし、当省が示した分類と厚生労働省の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省の分類結果を（ ）内に示した。</p> <p>なお、「CM」（=out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=out<u>C</u>ome <u>I</u>mmeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。



## アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

### 記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)第 3 条第 1 項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
<b>行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響</b>	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政サービスに対する満足度</li> <li>○講習会の受講による知識の向上、技能の向上</li> <li>○搬送された患者の救命率</li> <li>○開発途上国における教育水準(識字率、就学率)</li> <li>○農産物の生産量</li> <li>○大気、水質、地質の汚染度</li> <li>○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数</li> <li>○株式売買高の推移</li> <li>○育児休業取得率</li> <li>○就職件数、就職率</li> </ul>
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の実施件数、 ○会議の開催数</li> <li>○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定</li> <li>○検査件数、 ○行政処分の実施件数</li> </ul>
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の開催回数</li> <li>○標準事務処理期間の遵守状況</li> <li>○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額</li> <li>○パンフレットの配布数</li> </ul>
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の参加者数</li> <li>○ホームページ等へのアクセス件数</li> <li>○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数</li> <li>○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数</li> <li>○技術士、環境カウンセラー等の登録者数</li> <li>○相談件数、 ○インターンシップ参加者数</li> </ul>
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構・定員等の審査結果</li> <li>○一般会計予算の主要経費構成比</li> <li>○法令等審査件数</li> <li>○恩給請求書を 3 か月以内に総務省に進達した割合</li> </ul>
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種研究開発の特許取得件数</li> <li>○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数</li> <li>○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数</li> </ul>

(別記) 厚生労働省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

厚生労働省では、総務省行政評価局の分類において、アウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

<p>○ アウトプット指標分類①(行政の活動そのもの)に該当するとされた指標のうち、法等に基づき制度の安定的運営が行われることにより、制度の信頼性が確保され、国民が安心してサービスを利用することができるようになるという成果を表すもの</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 失業等給付関係の収支バランス(収入額、支出額、積立金残高)</li><li>・ 三事業関係の収支バランス(保険料収入額、支出額、雇用安定資金残高)</li></ul>
--	--

### 3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における事業評価方式による 21 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	産科医療機関確保事業	△ ○産科医療機関の経営の安定を図り、当該医療機関が存在する地域において分娩の取り扱いを継続できる体制の確保を図る	厚生労働省では、「事前評価の実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、実施要領において「原則として事業開始後3年を経過したもの」を当該対象とする旨を明記している。	△ ○当該事業の補助件数 〈参考指標〉 ○分娩取り扱い医療機関数
2	医師交代勤務等導入促進事業	△ ○医療機関の医師の勤務環境の改善により、医療の質の向上を図り、地域における必要な医療提供体制を確保		△ ○当該事業の補助件数
3	女性医師復職研修支援事業	△ ○女性医師の再就職の促進		○ ○就業女性医師数 (目標値：増加)
4	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業	△ ○効果的かつ効率的な研修方法の普及による新人看護師の離職率の低下、医療の安全の確保		○ ○新人看護職員離職率 (目標値：低下)
5	健康情報活用基盤実証事業	△ 医療や検診等データの相互利用などの情報共有や自身の健康情報の医療への活用等の全国的な展開		△
6	医療機関・公共機関等への個人防護服(PPE)の確保	△ ○新型インフルエンザ発生時の医療従事者の安全及び円滑な初動体制の確保		○ ○個人防護服(PPE)の購入数
7	医療クラスター(仮称)整備事業	△ ○先端医療技術の創出、実用化の促進 ○新たな医療技術の開発・導入による国民の保健衛生の向上		○ ○TLOによる技術移転件数 ○TLOによる技術特許出願数
8	再生医療推進基盤整備事業	△ ○ヒト幹細胞臨床研究申請・確認申請数の増加による、再生医療製品の実用化・普遍化		○ ○薬事法上の細胞・組織を利用した治験薬・治験用具の品質及び安全性に関する確認申請数 ○ヒト幹細胞臨床研究指針による申請臨床研究数

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
9	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	△ ○より効果的な最新の予防・治療情報の提供、医療従事者向け研修を行なうこと等による、糖尿病患者、予備群の減少	厚生労働省では、「事前評価の実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、実施要領において「原則として事業開始後3年を経過したもの」を当該対象とする旨を明記している。	○ ○糖尿病患者数 ○効率的な予防・治療を行うことによる患者数の減少
10	乳がん用マンモコイル緊急整備事業	△ ○精密検査の診断精度の向上による乳がんの早期発見・早期治療 ○乳がんに起因する死亡者数の減少		○ ○乳がんが発見された者のうち早期ガンであった者の数 ○がん診療連携拠点病院のマンモコイルの整備台数
11	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化	△ ○事業場外資源を活用したメンタルヘルス対策の実施の促進及びそれに付随した労働者の自殺予防		○ ○事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数 ○「メンタルヘルス対策支援センター（仮称）」への相談件数
12	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	△ ○小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導等健康管理の実施による、長時間労働者の健康状況の改善 ○過重労働による健康障害の減少		○ ○脳・心臓疾患の労災認定件数 ○地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数
13	ワークライフバランス推進事業	△ ○ワークライフバランスの推進に向けた社会的気運の醸成		○ ○「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率 ○ワークライフバランスシンポジウムの参加者数
14	中小企業雇用安定化奨励金	△ ○正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化を進展させ、有期契約労働者の割合を減少		○ ○有期契約労働者が占める割合 ○本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行されたことによる有期契約労働者の割合の減少 ○本奨励金の支給決定件数  〈参考指標〉 ○雇用者に占める非正規雇用者の比率
15	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等	△ ○事業主等に対して、改正雇用対策法に基づく、雇用機会の確保等の努力義務について、周知・啓発、助言等の取組を行うことにより、若年者の応募機会の拡大等を図る。		○ ○若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合 ○若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数
16	地域団塊世代雇用支援事業	△ ○団塊世代を含めた60歳以上の就職率向上		○ ○本事業による支援を受けた者の就職率 ○面接開催回数 ○高齢者に対するセミナー開催回数

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
17	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化	△ ○精神障害者の常用雇用の促進	厚生労働省では、「事前評価の実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、実施要領において「原則として事業開始後3年を経過したもの」を当該対象とする旨を明記している。	○ ○精神障害者ステップアップ雇用終了後の常用雇用移行率 ○精神障害者就職サポーターによる支援終了後、就職に向かう次の段階に移行した割合 ○精神障害者ステップアップ雇用開始者数 ○精神障害者就職サポーターによるカウンセリングの実施
18	「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築	△ ○職業能力の向上により、正社員として就職する者の数が増加 ○個人の職業能力が高まり、生産性が向上することによる、経済成長力の強化		○ ○職業能力形成システムの訓練受講者数 ○職業能力形成システムの訓練受講者の受講終了後の就職率・定着率  <参考指標> ○日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率
19	地域日常生活自立支援事業	△ ○ボーダーライン層の自立により、生活保護の受給に至ることを未然に防止		○ ○各年度の生活保護の開始世帯数 ○自立支援プラン作成件数
20	精神障害者地域移行支援特別対策事業	△ ○精神障害者の円滑な地域移行の促進 ○退院可能精神障害者の解消		○ ○本事業により退院した精神障害者の数  <参考指標> ○精神病床入院患者数 ○退院患者数
21	ASEAN地域の健康確保対策事業	△ ○ASEAN地域における総合的健康確保推進、社会的・経済的安定、発展 ○国際貢献による我が国のプレゼンス向上		△ <参考指標> ○結核有病率 ○HIV有病率 ○じん肺新規有所見者数
合計		△ = 21		○ = 17 △ = 4
(備考)				

(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に記載された番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。効果の把握の方法について記載のないものは、「－」を記入した。</p>



## 4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

### （1）審査の考え方と点検の項目

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

#### （得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

### （2）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における事業評価方式による 18 件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
1	感染症発生動向調査事業	○ ○「細菌性赤痢」「腸管出血性大腸菌感染症」の年間報告数10%削減 ○保健所への感染症発生情報の提供時間の短縮（2日程度→即日）	△ （参考指標） ○細菌性赤痢年間報告数(件) H14: 699 H15: 473 H16: 594 H17: 553 H18: 483（速報値）  ○腸管出血性大腸菌感染症年間報告数 H14: 3,183 H15: 2,999 H16: 3,715 H17: 3,589 H18: 3,910（速報値）	
2	健康増進総合支援システム事業	△ ○科学的知見に基づく正しい情報の発信 ○システム利用者の満足度の向上 ○自治体及び民間団体における保健指導への活用	－ ○健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 － ○健康増進総合支援システムの活用件数 － ○健康増進総合支援システム利用者の満足度 －	
3	マンモグラフィ緊急整備事業	○ マンモグラフィによる乳がん検診受診者数を事業の最終年度（平成19年度）までに約200万人に高め、平成17年度は約2,000人、平成18年度は約3,200人、平成19年度は約4,300人の乳がん患者を発見する。	○ ○発見乳がん患者数 H17:4,398人 H18:集計中  ○マンモグラフィ受診者数 H17:1,604,557人 H18:集計中	○
4	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	○ ○年間9.3億円程度の経費削減  ○年間延べ約281日分（試算値）の業務処理時間の削減	○ ○削減経費（中核的LANシステムの更改）（千円） H17: 22,800 H18: 22,800  ○削減業務処理時間（時間） H17: 2,250 H18: 2,250	○

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
6	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	○ ○年間37億円程度の経費削減 ○年間33,531人日（試算値）分の業務処理時間の削減	△ ○削減経費については、平成21年度より、削減業務処理時間については平成23年度より目標設定を行い、効果が発現する予定。 ○オンライン申請利用率（%：すべてH18年度） ①休業補償給付の請求／休業特別支給金の申請：0.0001 ②未支給の保険給付支給の申請／未支給の特別支給金支給の申請：0.0 ③年金たる保険給付の受給者の定期報告：0.0 ④療養補償給付たる療養の費用の請求：0.0 ⑤療養給付たる療養の給付の請求：0.0 ⑥療養給付たる療養の費用の請求：0.0 ⑦休業給付の請求／休業特別支給金の申請：0.0019 ⑧特別加入脱退の申請：0.0002 ⑨中小事業主等特別加入の申請：0.0 ⑩中小事業主等特別加入変更の届出：0.0 ⑪療養補償給付たる療養の給付の請求：0.0 ⑫療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出：0.0	
7	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	○ ○年間19億円程度（試算値）の経費削減 ○年間約6,754人日（試算値）分の業務処理時間の削減	△ ○削減経費については、平成21年度より、削減業務処理時間については平成23年度より目標設定を行い、効果が発現する予定。 ○オンライン申請利用率（%：すべてH18年度） ①就業規則（変更）届：0.271 ②1年単位の変形労働時間制に関する協定届：0.395 ③時間外・休日労働に関する協定届：0.093 ④労働死傷病報告：0.007	
8	労働保険適用徴収業務の業務・システムの最適化	○ ○年間約12億円（試算値）の経費削減 ○年間約17,000人日（職員）（試算値）分の業務処理時間の削減 年間約8,300人日（非常勤職員）（試算値）分の業務処理時間の削減	△ ○削減経費については平成20年度より、削減業務処理時間については平成23年度より目標設定を行い、効果が発現する予定。 ○オンライン申請利用率（%：すべてH18年度） ①概算・増加概算・確定保険料申告書：0.46 ②概算保険料の延納の申請：0.46 ③労働保険事務の処理の委託：0.005 ④保険関係成立届：0.29 ⑤名称・所在地等変更届：0.28	

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性																		
9	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進	△ 賃金不払残業の解消	△ <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主点検表の事業場への配布枚数 H16: 131,343 H17: 114,100 H18: 100,067</li> <li>○賃金不払残業解消キャンペーン月間中の相談窓口への相談件数 H16: 1,430 H17: 1,247 H18: 1,380</li> <li>〈参考指標〉</li> <li>○労働基準法第37条違反(割増賃金の支払に関する法違反)の是正指導件数 H14: 403 → H17: 1,524</li> <li>○支払われた割増賃金額 H14:72億円 → H17:233億円</li> </ul>																			
10	失業者向け生活関連情報提供サービス事業の実施 (失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備)	△ 求職者が安心して求職活動を行えるようにすることにより、再就職を促進	△ <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活関連情報相談窓口における相談件数 H15: 421 H16: 2,368 H17: 2,282 H18: 2,097</li> <li>○ハローワークインターネットサービスへのアクセス件数 H15: 351,649 H16: 695,739 H17: 655,253 H18: 615,471</li> </ul>																			
11	しごと情報ネットの拡充	△ <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の求職者情報を提供する環境を整備することにより、障害者の雇用を促進</li> <li>○職業能力開発情報提供の環境整備により、求職者による自発的な職業能力開発を支援し、就職を促進</li> </ul>	△ <ul style="list-style-type: none"> <li>○しごと情報ネットへの1日当たりの平均アクセス件数(万件) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>PC</th> <th>携帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H14:</td> <td>34.6</td> <td>31.6</td> </tr> <tr> <td>H15:</td> <td>43.1</td> <td>43.4</td> </tr> <tr> <td>H16:</td> <td>45.7</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>H17:</td> <td>45.6</td> <td>64.0</td> </tr> <tr> <td>H18:</td> <td>45.1</td> <td>60.2</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○しごと情報ネット掲載障害者求職情報数 H16: 449 H17: 2,264 H18: 2,480</li> </ul>		PC	携帯	H14:	34.6	31.6	H15:	43.1	43.4	H16:	45.7	54.0	H17:	45.6	64.0	H18:	45.1	60.2	
	PC	携帯																				
H14:	34.6	31.6																				
H15:	43.1	43.4																				
H16:	45.7	54.0																				
H17:	45.6	64.0																				
H18:	45.1	60.2																				

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
1 2	若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化	○ 在学中の早い段階から職場見学等による職業理解の促進から、就職後の職場定着までの各段階を通じて、マンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現する。 ・高卒者の就職率（3月末）が前年度より上回ること ・未内定者数（3月末）が前年度より下回ること	○ ○新規高卒者の就職率 H14: 95.1 H15: 95.9 H16: 97.2 H17: 98.1 H18: 96.7 ※各年度の就職率は卒業年の6月末現在の実績であるが、平成18年度は卒業年の3月末の実績である。 ○ジョブサポーターによる相談件数 H14: 42,805 H15: 65,398 H16: 161,611 H17: 321,038 H18: 426,516 ※ジョブサポーターの配置期間： 平成14年度は2月から3月のみ 平成15年度は4月から5月及び2月から3月のみ	○
1 3	日系人就業支援事業（日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施）	△ 日系人青少年等に対するキャリア形成支援及び個別の指導・相談による就職支援を行うことにより、職業意識を醸成	○ ○事業実施安定所における外国人雇用サービスコーナーの日系人新規求職申込件数 H16: 1,994 H17: 2,043 H18: 2,211 ○日系人就職支援ガイダンス実施回数 H16: 50 H17: 81 H18: 77 ○個別職業意識啓発指導回数 H16: 124 H17: 399 H18: 823	/
1 4	一般事業主行動計画策定等支援事業	△ 各企業の実情に応じた適切な一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策の推進により、労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりを実現	△ ○一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数 H16: 208 H17: 262 H18: 328  〈参考指標〉 ○一般事業主行動計画策定届届出件数（単位：企業） H17: 14,383 H18: 18,955 うち ①301人以上規模 H17: 12,726 H18: 13,219 ②300人以下規模 H17: 1,657 H18: 5,736 ○次世代育成支援対策推進センター数 H16: 84 H17: 89 H18: 92	/

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
15	入所児童の家庭調整などを図る家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置	△ ファミリーソーシャルワーカーの配置により、児童相談所をはじめとする関係機関とも連携した家族調整を行うことが可能となり、その結果、児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資する	△ ○ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数 H16:622 H17:690 H18:699  <参考指標> ○児童虐待相談対応件数(件) H14:23,738 H15:26,569 H16:33,408 H17:34,472 H18:37,343  ○児童養護施設等の入所児童に占める虐待を受けた児童の割合(%) ①児童養護施設 H14:52.2 H15:53.7 H16:62.1 ②乳児院 H14:23.6 H15:24.7 H16:27.5 H17:28.9 ③情緒障害児短期治療施設 H14:64.3 H15:66.0 H16:69.8 H17:68.0	
16	児童自立生活援助事業の拡充	△ 自立援助支援ホームの設置による生活指導や就労支援により、児童養護施設等を退所後の児童の自立を促進	△ ○児童自立生活援助事業の実施か所数の増 H14:20 H15:22 H16:26 H17:36 H18:41	
17	里親養育援助事業の創設	△ 里親への支援の拡充により、里親制度がより活用され、家庭的な環境の中での養育が促進され、児童の健全な育成に資する	△ ○里親養育援助事業の実施か所数の増 H16:6 H17:8 H18:10	
18	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充	△ 児童養護施設等に被虐待児個別対応職員を配置し、虐待を受けた子ども等に対し個別ケアを実施することにより、入所児童の健全な育成を図る	△ ○被虐待児個別対応職員の配置か所数の増 H16:630 H17:675 H18:682  (参考指標) ○児童虐待相談対応件数 H14:23,738 H15:26,569 H16:33,408 H17:34,472 H18:37,343	
合計		○=8 △=10	○=4 △=13 -=1	○=3

(注) 1 厚生労働省の「平成19年度事業評価書(事後)」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>
「得ようとした効果と把握された効果の関連性」欄	<p>「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものは、「○」を記入した。当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものは、「△」を記入した。明らかにされていないものは、「－」を記入した。また、「－」の場合、その判定理由を記入した。</p> <p>なお、「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が、明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。</p>